

審議事項② 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第374号）が令和5年12月27日に公布され、国民健康保険法の一部改正が令和6年12月2日に施行されることとなりました。これにより、市町村が条例により規定を設けることができるとする過料の規定を定めた、国民健康保険法第127条第1項中「第9項」が「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした者又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」が「又は虚偽の届出をした」に改められたため、旭市国民健康保険条例第11条の規定を一部改正するものです。

2. 施行日

令和6年12月2日

3. 関連法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年6月9日法律第48号）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年12月27日政令第374号）

新型コロナウイルス感染症対策等の経験を経て、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化する中で、デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性の向上の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正が行われました。その中のひとつとして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する国民健康保険法の一部改正が行われ、後に政令により施行期日が令和6年12月2日と定められました。

旭市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
○旭市国民健康保険条例 平成 17 年 7 月 1 日 条例第 77 号 (過料) 第 11 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、10 万円以下の過料に処する。	○旭市国民健康保険条例 平成 17 年 7 月 1 日 条例第 77 号 (過料) 第 11 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした _____ 場合は、 10 万円以下の過料に処する。